

「球磨川水系学識者懇談会」に関する公開方法

1 目的

本公開方法は、「球磨川水系学識者懇談会」における公開方法等について、必要な事項を定めるものである。

2 会議の公開

- 1) 会議、会議資料、議事録及び委員名簿は、原則公開するものとする。ただし、特段の理由があるときには、非公開とすることができる。
- 2) 前項ただし書きの場合においては、その理由を明示し、会議、会議資料、議事録及び委員名簿の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 会議の傍聴

会議の傍聴は、次の定めによるものとする。

- 1) 傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。
- 2) 傍聴席は、一般傍聴人席と報道関係者席に区分するものとし、定員は、懇談会で設置した傍聴席数によるが、傍聴席数を超える来場者が認められた場合は抽選とする。
- 3) 傍聴人は、会議中、非公開に該当する議題等があった場合、委員長の指示に従い速やかに退場しなければならない。
- 4) 傍聴人は、静粛を旨とし、委員長及び事務局の指示にしたがわなければならない。なお、委員長は、次の事項に違反した傍聴人を退場させることができる。
 - ① 会議における言論に対し、拍手等により公然と可否を表明しないこと。
 - ② 発言、私語、談論、騒ぎ立てる等、会議を妨害しないこと。
 - ③ プラカード、鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
 - ④ 飲食又は喫煙をしないこと。
 - ⑤ 携帯電話は、電源を切る若しくはマナーモードにし、使用しないこと。
 - ⑥ 他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - ⑦ その他、会議の秩序を乱し妨害となるような行為はしないこと。
- 5) 次に該当する者は、傍聴を認めない。
 - ① 刃物等、危険物を携帯している者。
 - ② 張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類を携帯している者。
 - ③ 酒気を帯びていると認められる者。
 - ④ その他、会議を妨害し、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者。

4 会議資料等

会議資料及び議事録は、八代河川国道事務所のホームページ及び熊本県のホームページで公開する。ただし、議事録は、作成後、委員に照会の上、公開するものとする。

5 その他

この公開方法に定めのない事項については、委員長の判断によりその是非を決定するものとする。

附 則

この公開方法は、令和3年8月4日より適用する。